静岡県告示第708号

農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定予定森林にした旨の通知を受けたので、森林法(昭和26年法 律第249号)第30条の規定により告示する。

令和5年12月8日

静岡県知事 川勝平太

- 1 保安林予定森林の所在場所
 - 島田市川根町笹間下字向野山1359の1・1359の2 (以上2筆について次の図に示す部分に限る。)、1359の3
- 2 指定の目的

水源の涵養

- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で 定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を静岡県庁、志太榛原農林事務所及 び島田市役所に備え置いて縦覧に供する。)